

令和2年度 霧島市一般廃棄物処理実施計画  
(ごみ処理・生活排水処理実施計画)

令和2年4月  
鹿児島県 霧島市



# 目 次

<b>第 1</b>	<b>ごみ処理実施計画</b>	1
1	基本事項	1
	(1) 計画の目的	1
	(2) 計画区域	1
	(3) 計画期間	1
	(4) ごみの区分及び排出方法等	2
	(5) ごみの処理主体及び処理方法	3
	(6) 処理施設	5
	(7) ごみ量の推計	8
2	4R推進計画	10
	(1) ごみの排出抑制等に配慮した生活様式の定着	10
	(2) 事業者の主体的取組の促進	10
	(3) リサイクル活動の促進	10
	(4) ごみ処理費用の適正負担の確保	11
3	適正処理等推進計画	11
	(1) ごみの分別及び適正排出の推進	11
	(2) ごみ収集所を新設する場合の条件等	11
	(3) 処理困難物等の適正処理	11
	(4) 適正な収集・運搬の確保	12
	(5) 適正な中間処理の確保	12
	(6) 適正な最終処分の確保	12
	(7) 不法投棄の防止・環境美化の推進	13
	(8) 災害廃棄物処理体制の構築	13
	(9) 伊佐北始良環境管理組合からの脱退	13
4	ごみ減量化・資源化に向けた取組	13
	(1) 霧島市ごみ減量化・資源化基本方針及びその具体的取組の活用	13
<b>第 2</b>	<b>生活排水処理実施計画</b>	14
1	基本事項	14
	(1) 計画の目的	14
	(2) 計画区域	14
	(3) 計画期間	14
	(4) し尿収集量等の推計	14
	(5) し尿等の処理主体	15
2	し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	15
	(1) 基本的な処理体系	15
	(2) 収集・運搬	16
	(3) 中間処理及び最終処分	16
3	適正処理等の推進計画	17
	(1) 適正処理の推進	17
	(2) 再資源化の推進	17
	(3) 合併処理浄化槽設置の推進	17
	(4) 関係機関・団体等との連携の強化	17

# 第1  ごみ処理実施計画

## 1  基本事項

### (1)  計画の目的

  廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき定めた霧島市一般廃棄物処理計画（ごみ処理基本計画）の実効性を確保し、当該計画を円滑に推進することを目的として策定する。

### (2)  計画区域

  本計画の対象区域は、本市の行政区域とする。

### (3)  計画期間

  本計画の期間は、2020（令和2）年4月1日から2021（令和3）年3月31日とする。

(4) ごみの区分及び排出方法等

区 分		排出方法	
可燃ごみ (燃やせるごみ)		生ごみ、繊維等は市指定の可燃ごみ袋に入れて、木竹類は50～60cmに切断し、可燃性のひもで束ねて排出する。	
不燃ごみ (燃やせないごみ)		金属、ガラス、陶磁器等を市指定の不燃ごみ袋に入れて排出する。	
粗大ごみ		家電製品(家電4品目 <sup>(注)</sup> 及びパソコンを除く。)、家具類、自転車、畳等を所定のごみ収集所に排出する。	
家庭系ごみ	缶類	きれいに洗浄したアルミ缶及びスチール缶を市指定の資源物袋に入れて排出する。	
	びん類	無色透明びん	きれいに洗浄したものをごみ収集所に配備した回収用コンテナに排出する。
		茶色びん	きれいに洗浄したものをごみ収集所に配備した回収用コンテナに排出する。
		その他の色のびん	きれいに洗浄したものをごみ収集所に配備した回収用コンテナに排出する。
		生きびん	きれいに洗浄したものをごみ収集所に配備した回収用コンテナに排出する。
	ペットボトル	きれいに洗浄し、キャップとラベルを剥がしたものを市指定の資源物袋に入れて排出する。	
	その他プラスチック製容器包装	きれいに洗浄したものを市指定の資源物袋に入れて排出する。	
	資源物 紙類	新聞紙・折込チラシ	紙ひもで十字に括って排出する。
		段ボール	紙ひもで十字に括って排出する。
		雑誌等	紙ひもで十字に括って排出する。小さな紙類については封筒などに入れ、紙ひもで括って排出する。
		紙パック	紙ひもで十字に括って排出する。
	古着等	使用可能な古着等を水にぬらさないようにして、市指定の資源物袋に入れて排出する。	
	食用油	揚げかす等を取り除いたものをごみ収集所に配備した回収用容器に排出する。	
	小型家電 (回収対象13品目)	市役所の各庁舎や、小型家電回収協力店等に設置してある回収ボックスに排出する。または、市指定の不燃ごみ袋に入れて排出する。	
	蛍光灯	ごみ収集所に配備した回収用コンテナに排出する。	
乾電池	ごみ収集所に配備した回収用コンテナに排出する。		
市で処理できないごみ		家電4品目、パソコン、自動車部品、農薬等の市で処理できないごみは、排出者自らが専門業者等を通じて処理する。	
事業系ごみ		排出事業者自らの責任において適正に分別・排出する。	

【排出方法に係る共通事項】

- 1 家庭系ごみは、上記区分に従って分別し、決められた排出日時に所定のごみ収集所に排出するか、所定の処理施設に直接搬入する。
- 2 引越し等により一度に多量の一般廃棄物を排出する際は、排出者自らが処理施設に直接搬入するか、本市一般廃棄物処理業許可業者に依頼して適正に処理する。
- 3 事業系ごみは、排出事業者自らが処理施設に搬入するか、本市の一般廃棄物処理業許可業者への委託により適正に処理する。

注：「家電4品目」とは、エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機のことをいう。

(5) ごみの処理主体及び処理方法

① 基本的な処理体系

ア 家庭系ごみ

■ 国分、溝辺、霧島、隼人、福山地区

ごみの種類	収集・運搬 主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	市（委託） 排出者	市（直営）	焼却（ガス化熔融炉） ・飛灰→薬剤処理 セメント固化 一部資源化（山 元還元） ・スラグ→資源化	市（直営）	埋立（飛灰固化物）
不燃ごみ	市（委託） 排出者	市（直営）	破碎、選別 ・金属類→資源化 ・残渣→焼却	市（直営）	埋立（①中間処理施設で 選別された陶器類、ガラ ス類、②市民が直接搬入 した安定品目）
粗大ごみ	市（委託） 排出者	市（直営）	破碎、選別 ・金属類→資源化 ・残渣→焼却		
資源物 （有害ごみ を含む。）	市（委託） 排出者	市（委託）	資源化		

■ 横川、牧園地区

ごみの種類	収集・運搬 主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	市（委託） 排出者	組合（委託）	焼却（ストーカ炉） ・飛灰→資源化（山元 還元） ・焼却灰→資源化（セメ ント原料化）		
不燃ごみ	市（委託） 排出者	組合（委託）	破碎、選別 ・金属類→資源化	組合（委託）	埋立（中間処理残渣等）
				市（直営）	埋立（市民が直接搬入し た安定品目）
粗大ごみ	市（委託） 排出者	組合（委託）	破碎、選別 ・金属類→資源化	組合（委託）	埋立（中間処理残渣等）
資源物 （有害ごみ を含む。）	市（委託） 排出者	組合（委託）	資源化		

## イ 事業系ごみ

### ■国分、溝辺、霧島、隼人、福山地区

ごみの種類	収集・運搬 主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	排出事業者 許可業者	市（直営）	焼却（ガス化熔融炉） ・飛灰→薬剤処理 セメント固化 一部資源化（山 元還元） ・スラグ→資源化	市（直営）	埋立（飛灰固化物）
不燃ごみ	排出事業者 許可業者	市（直営）	破碎、選別 ・金属類→資源化 ・残渣→焼却		
粗大ごみ	排出事業者 許可業者	市（直営）	破碎、選別 ・金属類→資源化 ・残渣→焼却		
資源物	排出事業者 許可業者等	市（委託） 許可業者 資源化業者	資源化		

### ■横川、牧園地区

ごみの種類	収集・運搬 主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	排出事業者 許可業者	組合（委託）	焼却（ストーカ炉） ・飛灰→資源化（山元 還元） ・焼却灰→資源化（セメ ント原料化）		
不燃ごみ	排出事業者 許可業者	組合（委託）	破碎、選別 ・金属類→資源化	組合（委託）	埋立（中間処理残渣等）
粗大ごみ	排出事業者 許可業者	組合（委託）	破碎、選別 ・金属類→資源化	組合（委託）	埋立（中間処理残渣等）
資源物	排出事業者 許可業者等	組合（委託） 許可業者 資源化業者	資源化		

注1：敷根清掃センターでは、2014（平成26）年2月から、飛灰の一部について、山元還元方式による資源化を実施している。

注2：この表において、「組合」とは、伊佐北始良環境管理組合（構成市町：霧島市、伊佐市、湧水町）のことをいう。

注3：伊佐北始良環境管理組合（未来館）では、2012（平成24）年10月から、飛灰を山元還元方式により資源化している。また、2014（平成26）年度に焼却設備をガス化熔融炉からストーカ炉に変更している。

## ② 収集・運搬

一般家庭から排出されるごみの収集・運搬は、次のとおり民間業者に委託する。なお、事業系ごみについては、自己処理（排出事業者自らが運搬するか、又は許可業者に収集・運搬を委託する。）を原則とする。

地 区	委託業者	所 在
国 分	有限会社国分市清掃社	霧島市国分中央一丁目 14 番 55 号
溝 辺	有限会社岩掃	始良市加治木町反土 1831 番地 2
横 川	株式会社三州衛生公社	始良郡湧水町恒次字浜場 8 番地 10
牧 園		
霧 島	有限会社若葉清掃社	霧島市霧島大窪 452 番地 1
隼 人	株式会社国分隼人衛生公社	霧島市隼人町住吉 522 番地 46
福 山	有限会社福山サニタリー	霧島市福山町福沢 4261 番地 1

注：上記は、一般家庭からごみ収集所に排出された家庭系ごみの収集運搬を委託する業者である。

なお、中間処理・一時保管施設から再資源化施設又は最終処分場への運搬は、別途民間業者に委託する。

## ③ 中間処理

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは、市（直営）及び伊佐北始良環境管理組合（委託）が破碎・焼却処理する。

また、資源物は、市（委託）、伊佐北始良環境管理組合（委託）及び民間業者が中間処理する。

## ④ 最終処分

敷根清掃センターから排出される飛灰固化物は、2014（平成26）年9月より霧島市一般廃棄物管理型最終処分場へ搬入している。また、未来館から排出される不燃残渣については、湧水町栗野一般廃棄物最終処分場へ搬入している。

なお、中間処理等で生じた陶器等の安定品目は、市の一般廃棄物最終処分場（安定型）で埋立処分する。

一般家庭から排出されるがれき等の安定品目は、市民の直接搬入により市の一般廃棄物最終処分場（安定型）で埋立処分する。

## （6）処理施設

### ① 敷根清掃センター

区 分	焼却施設	リサイクル施設
名 称	敷根清掃センターごみ焼却施設	敷根清掃センターリサイクルプラザ
所在地	霧島市国分敷根 2256 番地 1	霧島市国分敷根 2256 番地 1
型 式	熱分解ガス化溶解システム(キルン式)	受入ホッパ直投方式、衝撃せん断回転破碎方式
能 力	162t/24h (81t/24h×2 炉)	23t/5h
処理対象	可燃ごみ、し渣	不燃ごみ、粗大ごみ
竣 工	2003（平成15）年4月	2003（平成15）年4月

#### ■参考：敷根清掃センター処理内容

- ・可燃ごみは破碎後、間接加熱し熱分解ガスと熱分解残渣に分解する。残渣から鉄、アルミ等の有価物を回収後、熱分解ガスを利用してカーボンを熔融処理する。処理後に発生する熔融スラグについては、有価物として売却し、熔融飛灰については、発生量のおおよそ半量を山元還元方式により資源化し、残りの半量は飛灰固化物として2014（平成26）年9月から霧島市一般廃棄物管理型最終処分場に搬出している。
- ・不燃ごみ及び粗大ごみは、リサイクルプラザで破碎・選別する。選別された鉄とアルミは圧縮処理し、有価物として売却する。破碎後の可燃性残渣は、可燃ごみと一緒に熔融処理する。



② 未来館

区 分	焼却施設	リサイクル施設
名 称	未来館焼却プラント	未来館リサイクルプラント
所在地	伊佐市菱刈南浦 880 番地 56	伊佐市菱刈南浦 880 番地 56
型 式	ガス化熔融炉(2003(平成15)年3月～ 2015(平成27)年3月) ストーカ炉(2015(平成27)年4月～)	受入ホッパ直投方式、回転式破砕機
能 力	80t/24h(40t/24h×2炉)	19t/5h
処理対象	可燃ごみ、焼却残渣等	不燃ごみ、粗大ごみ、資源物(ペットボトル、 缶類、びん類、紙類、プラスチック類等)
竣 工	2003(平成15)年3月	2003(平成15)年3月

■参考：未来館処理内容

- ・可燃ごみは、ストーカ炉にて、焼却処理する。処理後に発生する焼却灰はセメント原料として、また、飛灰については山元還元方式により資源化している。
- ・不燃ごみ及び粗大ごみは、リサイクルプラントで粗破砕・選別する。選別された鉄とアルミは、有価物として売却する。その他の残渣のうち、可燃物は焼却プラントに搬送・処理し、不燃残渣は埋立処分する。
- ・資源物は、リサイクルプラントで選別・圧縮・梱包等の中間処理又は一時保管を行い、有価物として売却又は再生処理委託する。

③ その他処理施設

処理施設	所 在	処理内容
天降川リサイクルセンター (民間)	霧島市隼人町住吉 522 番地 46	資源物（缶類、ペットボトル、びん類、その他プラスチック製容器包装等）の圧縮、梱包等の中間処理・一時保管。
山崎紙源センター (民間)	霧島市隼人町住吉 202 番地 3	紙類の圧縮、梱包等の中間処理・一時保管。古着等の選別・一時保管
土佐屋リサイクルセンター (民間)	霧島市溝辺町三縄 578 番地 4	紙類の圧縮、梱包等の中間処理・一時保管。
国分芦谷不燃物処分場(市)	霧島市国分川原 878 番地 5	一般家庭から排出される瓦、ブロック、レンガ、コンクリート等の埋立（市民の直接搬入による。解体・造成工事に伴って排出されるものを除く。）
横川城山不燃物処分場(市)	霧島市横川町中ノ 447 番地	
隼人糸走不燃物処分場(市)	霧島市隼人町西光寺 2920 番地 3	
牧園城山不燃物処分場(市)	霧島市牧園町宿窪田 1700 番地 3	
福山宝瀬不燃物処分場(市)	霧島市福山町福山 6769 番地 1	
溝辺瀬間利最終処分場(市)	霧島市溝辺町有川 2260 番地 13	
栗野一般廃棄物最終処分場 (湧水町)	始良郡湧水町恒次 1476 番地 4	

■霧島市一般廃棄物管理型最終処分場 施設の概要

名 称	霧島市一般廃棄物管理型最終処分場		所在地	霧島市福山町福山 6364	
埋立面積	3,000 m <sup>2</sup>	埋立容量	13,700 m <sup>3</sup>	埋立工 法	準好気性埋立
埋立対象物	飛灰固化物；10,805 m <sup>3</sup> 覆土；2,895 m <sup>3</sup>				
埋立期間	2014（平成 26）年 7 月～2029（令和 11）年 6 月（15 ヶ年）				

注 1：民間の処理施設は、市が資源物の中間処理・一時保管等を委託する主な施設であり、当該処理内容は市が委託する内容である。

注 2：現在、敷根一般廃棄物管理型最終処分場は閉鎖中。また、霧島永水不燃物処理場（安定型）は休止中。

(7) ごみ量の推計

① ごみの排出量

区 分	2018 (平成30)年度 (実績)	2019 (令和元)年度 (見込み)	2020 (令和2)年度	
			推計値	2018 (平成30)年度比
人口(人)	125,890	125,472	126,490	100.5%
ごみ排出量(t)	42,490	42,354	42,698	100.5%
収集 ごみ	可燃ごみ	37,081	37,276	100.5%
	不燃ごみ	1,634	1,321	80.8%
	粗大ごみ	1,150	1,502	130.6%
	資源物	2,625	2,599	99.0%
市民1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)	925	925	922	99.7%
資源物を除く市民1人1日当たり のごみ排出量(g/人日)	868	869	866	99.8%

注1: 2018(平成30)年度の各区分の数値は、一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)の報告値である。  
2019年度の人口は、10月1日現住民基本台帳人口であり、2020年度の人口は、本市総合計画における目標値である。

注2: 排出者による独自処理を除く。

② ごみの資源化量

区 分	2018 (平成30)年度 (実績)	2019 (令和元)年度 (見込み)	2020 (令和2)年度	
			推計値	2018 (平成30)年度比
ごみ資源化量 (t)	7,475	7,010	7,213	96.5%
紙類	1,018	859	866	85.1%
金属類	1,554	1,413	1,424	91.6%
ガラス類	660	683	689	104.4%
プラスチック類	311	323	326	104.8%
ペットボトル	219	249	251	114.6%
その他(廃食油、蛍光灯、乾電池等)	205	214	216	105.4%
熔融スラグ	2,129	2,070	2,087	98.0%
熔融飛灰	1,100	942	1,095	99.5%
焼却灰	279	257	259	92.8%
リサイクル率 (%)	17.6	16.6	16.9	96.0%

注1: 2018(平成30)年度の各区分の数値は、一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)の報告値である。

注2: 排出者による独自処理を除く。

### ③ 埋立処分量

区 分	2018 (平成30)年度 (実績)	2019 (令和元)年度 (見込み)	2020 (令和2)年度	
			推計値	2018 (平成30)年度比
焼却処理残渣埋立量 (t)	437	635	444	101.6%
資源化処理残渣埋立量 (t)	182	192	194	106.6%
合計	619	827	638	103.1%

注1：2018（平成30）年度の各区分の数値は、一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）の報告値である。

注2：焼却処理残渣は、敷根清掃センターで発生する飛灰固化物。

注3：資源化処理残渣は、敷根清掃センター及び未来館で発生する不燃残渣。

## 2 4R推進計画

### (1) ごみの排出抑制等に配慮した生活様式の定着

- ① 衛生自治団体、地区自治公民館等と協力・連携して、ごみの排出抑制等に係る普及啓発活動や研修会等を実施する。
- ② 広報誌、チラシ、ホームページ、ごみ分別アプリ等を活用して普及啓発・情報提供を行う。
- ③ 衛生自治団体等と連携して、消費者の買い物袋の持参や環境に配慮した商品の購入等に係る普及啓発活動を行う。
- ④ 学校、教育機関等における環境学習を推進する。

### (2) 事業者の主体的取組の促進

- ① 市役所自らが多量にごみを排出する事業者としてごみ減量に取り組む。また、市立小中学校等において、給食残渣、牛乳パック等のリサイクルを推進する。
- ② 衛生自治団体等と連携して、小売店等における過剰包装の抑制、リターナブル容器の利活用、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用・販売等の促進に係る啓発を行う。

### (3) リサイクル活動の促進

- ① 地域におけるリサイクル活動を促進し、ごみの減量化を図るため、衛生自治団体と連携して、自治会等を対象とした分別収集補助事業を実施する。
- ② 2013（平成25）年4月に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）に基づき、使用済小型家電を安定的・効率的に回収し、貴金属、レアメタル等を効果的に再資源化する。
- ③ 敷根清掃センターにおけるリサイクル事業の円滑化を図るため、旧敷根清掃工場ごみ焼却施設跡地に整備したストックヤードに金属類、熔融スラグ等を一時保管し、資源化物の定量的な搬出を行う。
- ④ 現在、可燃ごみとして排出されている品目についても、資源化が可能であり、ごみの減量化及びリサイクル率の向上に効果があるものについては、積極的に分別回収を推進する。

#### (4) ごみ処理費用の適正負担の確保

- ① ごみ処理費用の適正負担を確保するため、同規模自治体、先進自治体等の状況を調査・研究する。
- ② 事業系ごみの排出を抑制するとともに、再利用やリサイクルへの取組を促進するため、適正な処理費用の負担について調査・研究する。

### 3 適正処理等推進計画

#### (1) ごみの分別及び適正排出の推進

- ① 市民に適正なごみの分け方・出し方を啓発するため、ごみ収集日程表を作成・配布するとともに、本市のごみの品目ごとの分類や詳細なごみの分け方・出し方を掲載した「ごみガイドブック」の活用やスマートフォン向けごみ分別アプリの更なる普及に努めることで、ごみの減量化・資源化を推進する。
- ② 転入者、自治会未加入者、共同住宅管理者等に対するごみの分け方・出し方の周知徹底を行う。
- ③ 自治会未加入者のごみの排出場所については、自治会等（管理者）の了解を得た上で、既存（自治会等）のごみ収集所を利用するよう指導・助言を行う。（利用料（衛生費等）などの負担がある場合は、自治会等（管理者）の指示に従うこととする。）
- ④ ごみ収集所の適正管理を推進するため、衛生自治団体や自治会等と協力して、ごみ出し違反者に対する指導を徹底する。
- ⑤ 衛生自治団体と連携して、自治会等が使用・管理するごみ収集所の新設・改良に係る補助事業を実施する。
- ⑥ 排出事業者に対し、事業系ごみの分別排出の促進に関する啓発を行う。

#### (2) ごみ収集所を新設する場合の条件等

宅地開発やアパート・マンションの新築等に伴いごみ収集所が増加傾向にあり、ごみの収集運搬の効率化・コスト削減に配慮しながら、ごみ収集所を適正に配置していく必要があることから、原則として、次の条件を全て満たす場合にごみ収集所の新設を認めることとする。

- ① 近くに利用できる既存のごみ収集所が無いこと。
- ② 概ね10戸以上の利用が見込まれること。（自治会のごみ収集所については、地域におけるごみ出しの実情や地理的要件などを考慮し、自治会が特に必要と認める場合はこの限りではない。）
- ③ ごみ収集所設置予定地の土地所有者（又は管理者）や隣接土地所有者（又は管理者）、当該地域の自治会長等の関係者の了解が得られていること。
- ④ 設置後の管理体制など衛生保持対策が明確化されていること。
- ⑤ ごみ収集車両の通行・横付け等が可能な場所であり、収集車両への積み込み作業の安全が確保できる場所であること。

#### (3) 処理困難物等の適正処理

- ① エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の廃家電4品目の処理については、「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）に基づき、適正な処理ルートで円滑にリサイクルされるよう啓発・指導する。
- ② 廃パソコンについては、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、適正な処理ルートで円滑にリサイクルされるよう啓発・指導する。

- ③ 在宅医療の進展に伴い一般家庭から出る使用済みの注射針や期限切れ・飲み残しの医薬品等については、始良地区薬剤師会、医薬品販売店、病院、専門の処理業者等により適正に処理されるよう必要な指導を行う。
- ④ 火災ごみについては、2008（平成20）年4月に定めた火災ごみ搬入取扱指針に基づいて適正に処理されるよう啓発・指導する。
- ⑤ その他感染性のあるもの（医療機関から排出される感染性一般廃棄物）、有害性のあるもの（農薬、劇薬等）、危険性のあるもの（火薬類、ガスボンベ等）、引火性のあるもの（塗料、溶剤、灯油類等）、処理施設を破損し、処理業務を困難にする恐れのあるもの（自動車部品（タイヤ、バッテリー、シート等）、バイク、農機具、消火器、電気温水器、温水ボイラー（業務用））等については、排出者に対する処理ルートの周知と専門業者等による適正な処理について必要な指導・啓発を行う。

#### （４）適正な収集・運搬の確保

##### ① 家庭系ごみ

一般家庭からごみ収集所に排出された家庭系ごみの収集・運搬については、法令等に基づき業務遂行の適正を最優先する観点から、業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務の実施に関する相当の経験を有する現在の契約業者に業務を委託するとともに、効率的かつ効果的な収集・運搬方法について検討を行う。

##### ② 事業系ごみ（①以外の家庭ごみを含む。）

事業系ごみの収集・運搬については、一般廃棄物収集・運搬業許可業者への指導等を通じて、円滑かつ適正な収集運搬を確保する。なお、現状の収集・運搬の状況や事業系ごみの排出量等を勘案し、本市の一般廃棄物の適正な収集及び運搬を継続的かつ安定的に実施するため、事業系一般廃棄物の収集・運搬業の新規許可、並びに許可区域及び業の範囲の拡大については、認めないものとする。（廃棄物の分別区分の増加・量の増大など、適正な収集・運搬体制の確保に特に必要と認められる場合を除く。）

#### （５）適正な中間処理の確保

- ① 焼却、再資源化等の中間処理施設（民間施設を含む。）は、周辺的生活環境に影響を与えないよう、適正な運転管理を行う。
- ② 令和7年度の供用開始を目指している新たなごみ処理施設「（仮称）霧島市クリーンセンター」については、敷地造成に着手する等、計画的に整備を進める。
- ③ 一般廃棄物の処分業（中間処理業）については、ごみの減量化・リサイクルの推進に寄与することから、一般廃棄物処理計画との整合性が保たれ、適切な処理施設で確実に処理又は再生される見込みがある場合許可する。

#### （６）適正な最終処分の確保

- ① 敷根清掃センターで発生する飛灰固化物については、霧島市一般廃棄物管理型最終処分場へ搬入を行う。
- ② 一般廃棄物最終処分場（安定型）（国分芦谷不燃物処分場、溝辺瀬間利最終処分場、横川城山不燃物処分場、牧園城山不燃物処分場、隼人糸走不燃物処分場及び福山宝瀬不燃物処分場）については、周辺的生活環境に影響を与えないよう適正に管理運営するとともに、当該処分場の延命及び維持管理コストの削減を図る。

#### (7) 不法投棄の防止・環境美化の推進

- ① 不法投棄を未然に防ぐため、衛生自治団体、警察、保健所等の関係機関・団体と協力・連携して、道義高揚・マナーアップ等の啓発活動や環境パトロールを行うとともに、違反者に対する指導を強化する。
- ② ごみのポイ捨て等を未然に防ぐため、霧島市生活環境美化条例に基づき各地区に設置した環境美化推進員と連携して環境パトロール等を行う。
- ③ 関係機関・団体と連携して、不法投棄が多発する場所に不法投棄防止のための看板を設置するとともに、必要に応じて監視カメラを設置する。
- ④ 衛生自治団体、地区自治公民館、ボランティア団体、企業、学校等が行う清掃活動等を支援する。

#### (8) 災害廃棄物処理体制の構築

災害時のごみ処理を迅速かつ適正に行うため、霧島市地域防災計画中に定める災害廃棄物処理計画の策定作業を進め、処理体制の構築に努める。

#### (9) 伊佐北始良環境管理組合からの脱退

- ① 伊佐北始良環境管理組合との関係については、未来館の長期包括運営委託契約が満了する令和4年度末に脱退する方向で、当該組合の構成市町と協議を進める。
- ② 当該組合からの脱退後、横川・牧園地区住民の「ごみの直接搬入」に係るサービスを低下させないため、同地区内に「直接搬入ごみの収集所」を設置する方向で検討を進める。

### 4 ごみ減量化・資源化に向けた取組

#### (1) 霧島市ごみ減量化・資源化基本方針及びその具体的取組の活用

本市のごみの減量化等に関する基本的な考え方をまとめた、霧島市ごみ減量化・資源化基本方針で定める目標を達成するため、市民、事業者、行政が協働して霧島市ごみ減量化・資源化基本方針の具体的取組を推進し、ごみの減量化・資源化を図る。



## 第2 生活排水処理実施計画

### 1 基本事項

#### (1) 計画の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき定めた霧島市一般廃棄物処理計画の実効性を確保し、当該計画を円滑に推進することを目的として策定する。

#### (2) 計画区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域とする。

#### (3) 計画期間

本計画の期間は、2020(令和2)年4月1日から2021(令和3)年3月31日とする。

#### (4) し尿収集量等の推計

	2018 (平成30)年度 (実績)	2019 (令和元)年度 (見込み)	2020 (令和2)年度	
			推計値	2018 (平成30)年度比
計画収集区域内人口(人)	125,890	125,472	126,490	100.5%
水洗化・生活排水処理人口	97,413	99,225	101,920	104.6%
合併処理浄化槽人口	63,833	64,316	66,036	103.5%
公共下水道人口	33,580	34,909	35,884	106.9%
水洗化・生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	16,818	15,037	14,338	85.3%
非水洗化人口	11,659	11,210	10,232	87.8%
生活排水処理率	77.4%	79.1%	80.6%	3.2ポイント増
し尿収集量(kl)	65,514	65,651	65,964	100.7%
汲み取りし尿	16,529	15,915	14,898	90.1%
浄化槽汚泥	48,985	49,736	51,066	104.2%

注1：2018(平成30)年度の各数値は、一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)に基づく実績値である。

注2：2018(平成30)年度及び2019(令和元)年度の総人口は、各年10月1日現在の住民基本台帳人口(一般廃棄物処理事業実態調査報告値)である。2020年度の総人口は、本市総合計画における目標値である。

注3：「水洗化・生活排水処理人口」は、合併処理浄化槽人口と公共下水道人口との合計値である。

注4：「公共下水道人口」は、実際に公共下水道に接続した人口であり、2018(平成30)年度及び2019(令和元)年度の数値は、各年度3月末現在の本市下水道課の実績値を基に算定したものである。

### (5) し尿等の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	主体	対象地区
公共下水道	し尿、生活雑排水	市(直営)	下水道供用開始区域(国分、隼人地区)
		市(直営)	下水道供用開始区域(牧園地区)
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等	下水道供用開始区域外
単独処理浄化槽	し尿	個人等	下水道供用開始区域外
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	市(委託) <sup>*3</sup>	国分、溝辺 <sup>*1</sup> 、霧島、隼人、福山地区
		市(委託) <sup>*4</sup>	溝辺 <sup>*2</sup> 、横川、牧園地区

\*1：溝辺地区におけるし尿及び大規模事業所の浄化槽汚泥は、2009(平成21)年4月から国分、霧島、隼人及び福山地区のし尿・浄化槽汚泥を処理する施設(南部し尿処理場)で処理している。

\*2：溝辺地区における一般家庭及び小規模事業所の浄化槽汚泥は、2009(平成21)年4月から横川及び牧園地区のし尿及び浄化槽汚泥を処理する施設(牧園・横川地区し尿処理場)で処理している。

\*3：国分、溝辺、霧島、隼人及び福山地区のし尿、浄化槽汚泥を処理している南部し尿処理場は、2013(平成25)年4月から指定管理者(JFE環境サービス(株))により管理運営している。

\*4：溝辺、横川及び牧園地区のし尿、浄化槽汚泥を処理している牧園・横川地区し尿処理場(清水館)は、2012(平成24)年7月から指定管理者(株)三州衛生公社により管理運営している。

## 2 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

### (1) 基本的な処理体系

地区	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
南部し尿処理場で処理する地区 ※国分、溝辺 <sup>*5</sup> 、霧島、隼人、福山地区	許可業者	市(委託)	南部し尿処理場でし尿・浄化槽汚泥を膜分離高負荷脱窒素処理 し尿・浄化槽汚泥 → 脱水汚泥、し渣		
		市(委託)	脱水汚泥を堆肥化		
		市(直営)	敷根清掃センターでし渣を焼却処理	市(委託)	埋立(飛灰固化物)
牧園・横川地区し尿処理場(清水館)で処理する地区 ※溝辺 <sup>*5</sup> 、横川、牧園地区	許可業者	市(委託)	牧園・横川地区し尿処理場(清水館)でし尿・浄化槽汚泥を膜分離高負荷脱窒素処理 し尿・浄化槽汚泥 → 脱水汚泥、し渣		
			浄化槽汚泥、脱水汚泥を堆肥化		
			同施設において、し尿・浄化槽汚泥し渣を焼却処理し、焼却残渣を伊佐北始良環境管理組合未来館で焼却処理		

\*5：溝辺地区におけるし尿及び浄化槽汚泥については、各施設の処理能力等の関係により、し尿及び大規模事業所の浄化槽汚泥は南部し尿処理場で処理し、一般家庭及び小規模事業所の浄化槽汚泥については、牧園・横川地区し尿処理場(清水館)で処理している。

## (2) 収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、本市の一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集・運搬業許可業者が行う。

地 区	し尿・汚泥の収集・運搬許可業者	所 在
国分、隼人	株式会社国分隼人衛生公社	霧島市隼人町住吉 522 番地 46
霧島	有限会社若葉清掃社	霧島市霧島大窪 452 番地 1
福山	有限会社福山サニタリー	霧島市福山町福沢 4261 番地 1
横川、牧園	株式会社三州衛生公社	始良郡湧水町恒次字浜場 8 番地 10
溝辺	有限会社岩掃	始良市加治木町反土 1831 番地 2

## (3) 中間処理及び最終処分

### ① 南部し尿処理場で処理する地区

国分、霧島、隼人及び福山地区で収集されたし尿及び浄化槽汚泥並びに溝辺地区で収集されたし尿及び大規模事業所の浄化槽汚泥は、南部し尿処理場で中間処理する。当該処理により生じた脱水汚泥は民間委託により堆肥化し、し渣は敷根清掃センターに搬入後、ごみと併せて焼却処分する。

名称	霧島市南部し尿処理場
所在地	霧島市隼人町住吉 522 番地 16
供用開始	2007（平成 19）年 4 月
処理能力	190k1/日（し尿：59k1/日、浄化槽汚泥 131k1/日）
実処理量	149.6k1/日（し尿：38.0k1/日、浄化槽汚泥：111.6k1/日） （2018（平成 30）年度実績）
処理対象地区	国分、溝辺の一部（2009（平成 21）年 4 月から）、霧島、隼人、福山地区
処理方法	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理方式＋活性炭吸着方式

### ② 牧園・横川地区し尿処理場（清水館）で処理する地区

横川及び牧園地区で収集されたし尿及び浄化槽汚泥並びに溝辺地区で収集された一般家庭及び小規模事業所の浄化槽汚泥は、牧園・横川地区し尿処理場（清水館）で中間処理する。当該処理により生じた脱水汚泥は同施設にて堆肥化し、し渣は同施設で焼却後、伊佐北始良環境管理組合（未来館）に搬入し、ごみと併せて焼却・埋立処分する。

名称	霧島市牧園・横川地区し尿処理場（清水館）
所在地	霧島市牧園町宿窪田 1516 番地
供用開始	1999（平成 11）年 4 月
処理能力	36k1/日（し尿：14k1/日、浄化槽汚泥 22k1/日）
実処理量	29.8k1/日（し尿：7.2k1/日、浄化槽汚泥：22.6k1/日） （2017（平成 30）年度実績）
処理対象地区	溝辺の一部（2009（平成 21）年 4 月から）、横川、牧園地区
処理方法	膜分離高負荷脱窒素処理＋高度処理

### 3 適正処理等の推進計画

#### (1) 適正処理の推進

一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集・運搬業許可業者の指導・啓発を通じて適正なし尿の収集・運搬を確保する。また、し尿処理施設における適正処理を推進するとともに、管理運営については、指定管理者制度を導入し、引き続き当該施設の延命・維持管理コストの削減に努める。

#### (2) 再資源化の推進

し尿処理施設において中間処理された脱水汚泥等を堆肥化し、ごみ焼却施設への負荷の軽減や最終処分量の減量に努める。

#### (3) 合併処理浄化槽設置の推進

公共下水道認可計画区域外の地域における適正な生活排水処理を進め、市民の生活環境の改善及び河川等の水質汚濁の防止等を図るため、該当地域においてくみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換するものに対し、設置工事費の一部を助成する。

また、浄化槽設置・管理の重要性その他生活排水の適正処理の推進について住民に周知するため、関係機関・団体等と連携して、研修会の実施、パンフレットの配布、広報誌・ホームページ等への啓発文書の掲載等を行う。

#### (4) 関係機関・団体等との連携の強化

市民、排出事業者、処理業者及び行政関係機関と協力してし尿・浄化槽汚泥の適正処理に努める。